

# 市民・事業所にお願いする 環境行動指針 取り組み状況自己チェックリスト

## 【記入に際してのお願い】

1. みんなで楽しく頑張って、出来たかどうか判定しましょう。
2. 例えばペットがいないなど関係のない項目は、判定欄に「—」としてください。
3. 事業所も市民用の行動項目を一市民として判定してください。
4. 事業所は、市民用に続き「事業所用」も記入ください。※市民の方は事業所用は不要です。

平成 年 月 日( )

記入者氏名	
電話番号	
事業所名(事業所の場合)	

※氏名、電話番号、事業所名は記入いただかなくても結構です。

判定区分：○できた ・ △少しは出来たと思う ・ ×あまりできなかった

行 動 項 目	判 定 ○△×	備 考
行動1 優れた自然、身近な自然の保全とふれあいの場の確保	①里山や山林(竹林)、川などの保全に努める。 ②身のまわりの花や樹木などの緑を大切に。 ※重点行動1	
行動2 動植物と共にすめる環境の維持	①生き物の餌場や巣があるところにはなるべく近づかない。 ②特定外来生物(ブラックバス、ブルーギル、ブラジルチドメグサなど本来その地域にいなかったのに人間の活動によって外国から入ってきた生物)を飼育したり、栽培したりしない。 ※特定外来生物を野外に放たない。	
行動3 豊かな湧水の保全と適正利用 ※主に湧水池周辺の住民の方	①湧水池周辺の定期的な清掃美化に協力する。 ②湧水池の由来や地域とのかかわりを後世に伝える。	
行動4 菊池川等の河川と有明海の水質保全 ※重点行動2	①公共下水道や農業集落排水へ接続し、これらが普及していない地域では、合併処理浄化槽を設置する。 ②浄化槽の法定検査や、保守点検、清掃を委託し、適正な定期的管理に努める。 ③調理くずや天ぷら油を排水に流さない。 ④天ぷら油は、石けんや燃料化などに再利用するための回収に協力する。 ⑤合成洗剤の使用を控える工夫をする。	

行 動 項 目	判 定 ○△×	備 考
行動5 ごみの適正処理の推進 <b>※重点行動3</b>	①ごみの減量化に努める。 ②ごみ収集に関するルール(分別、指定袋の使用、行政区・氏名の記入など)を守る。 ③不法投棄は絶対にしない。(たばこや空き缶等のポイ捨てもしない) ④廃家電製品は販売店等に適切に処理を委託する。 ⑤ごみの屋外焼却をしない。	
行動6 資源を大切にす	①ごみ収集に関するルール(分別、指定袋の使用、行政区・氏名の記入など)を守る。 ※再掲 ②レジ袋や過剰包装を断り、マイバッグを利用する。 ③無駄なものは買わない、再使用する等、ものを大切にして、ごみを減らす。 ④古紙100%のトイレトペーパーやエコマーク製品等の環境に配慮した製品やリサイクル製品を購入・使用する。 ⑤節水行動の習慣化を図る。 ・雨水をためて庭の水やり等に使用 ・バケツを利用した洗車 ・水を流したままの歯磨きやシャワー禁止	
行動7 地球環境問題への対応 (温暖化対策・生活習慣の改善)	①太陽光発電などのクリーンエネルギーを積極的に利用する。 ②家電製品買い替え時には、LED照明への取り換えや省エネ型エアコンの採用など、省エネ型を購入する。 ③省エネ生活を実践する。 ・見ていないテレビや照明など家電製品はこまめに電源を切る。 ・暖房、冷房は控えめに使用する。 ・出かける際は、家電製品の主電源を切り、待機電力の消費を抑える。 ・家にいる時は、家族がなるべく同じ部屋で過ごす。 ④低燃費車の購入、使用を心がける。 ⑤アイドリングや急加速をしない等、エコドライブを徹底する。	
行動8 環境保全活動への自主的な取り組みの推進	①環境活動や環境に関する学習、教育、講座、美化活動に積極的に参加、協力する。 ②ペットのふんはきちんと持ち帰る。 ③土地所有者は空き地等を適切に管理する。	

※    は、地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)に該当する項目です。

**【お願い・お知らせ】**

本取り組み状況自己チェックリストは、1年に1回3月末を目途に自己チェックを行い、玉名市役所環境整備課(FAX:0968-72-2052)に4月30日までに送信ください。 ※事業所は事業所用も送信ください。

なお、自己チェックリストのとりまとめは、玉名地球温暖化対策協議会 環境応援団「エコの環たまな」事務局で行います。その結果から、玉名市と「エコの環たまな」等で協議して必要に応じ行動項目を変更します。

**※市民の方はここまでです。 ご協力ありがとうございました。**



# 事業所に願うする 環境行動指針 取り組み状況自己チェックリスト

事業所は、続けて記入ください。

判定区分：○できた ・ △少しは出来たと思う ・ ×あまりできなかった

行動項目	判定 ○△×	備考
行動1 地下水の保全	①地下水の採水メーターを設置して使用量を管理し、適切な使用に努める。	
行動2 届け出や基準の遵守 ※重点行動1	①ばい煙発生施設や騒音、振動発生施設等について、必要な届け出や許可手続きを適切に行う。 ②環境に関する基準を遵守する。	
行動3 産業廃棄物の適正処理 ※重点行動2	①産業廃棄物は処理業者に委託する等して適正に処理する。 ②空地、未利用地等への不法投棄を防止するため、所有地を適正に管理する。	
行動4 環境に配慮した経営の推進	①環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21等）を構築、運用し、経営の合理化と環境保全の取り組みを計画的に実施する。	
行動5 市民との協働による環境への取り組み ※重点行動3	①市民との協働、市民活動への協力等により地域社会の環境整備と保全を図る。	

※ 緑色は、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）に該当する項目です。

## 【お願い・お知らせ】

本取り組み状況自己チェックリストは、1年に1回3月末を目途に自己チェックを行い、玉名市役所環境整備課（FAX：0968-72-2052）に4月30日までに送信ください。 ※事業所は市民・事業所用も送信ください。  
なお、自己チェックリストのとりまとめは、玉名地球温暖化対策協議会 環境応援団「エコの環たまな」事務局で行います。その結果から、玉名市と「エコの環たまな」等で協議して必要に応じ行動項目を変更します。

※ご協力ありがとうございました。今後もよろしく願います。



## 玉名地球温暖化対策協議会 環境応援団 「エコの環たまな」について

「エコの環たまな」は、市民や団体との連携を図り、それぞれの熱意と知恵を持ち寄り、協議しながら将来に向けて誇りある環境先進地「玉名」づくりを進めるため、平成19年11月29日に、玉名市の支援と参画のもと、第1次玉名市総合計画の基本目標のひとつである「人と自然にやさしい環境のまちづくり」を目指して設立されました。

主な活動内容としては、地球温暖化対策、ごみ減量化、新エネルギーの普及啓発であり、玉名市の施策とも連携して活動を展開しています。

なお、当団体は、環境省地球温暖化対策地域協議会登録簿に登録された団体です。